

# 住宅ローン滞納を考える

第5回

## 「任意売却」後の 残債について

「任意売却」はしたが、相談者（債務者）には依然借金（残債）が残る。この残債はどうなるのか、専門家に聞いた。

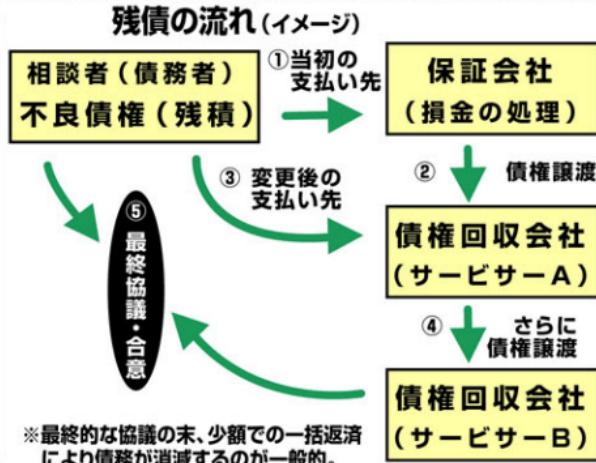
「任意売却」後、自己破産（免責）等の法的処置を取らない限り、残債はそのまま残ります。

抵当権がなくなり、無担保になつた残債は、不良債権と呼ばれ、保証会社にとつては回収のための経費がかさみます。また、金融庁からの指導で、回収見込みの低い債権を長期保存することはできなくなつたため、不良債権の処理（切り捨て）を行います。いわゆる損切で、債権回収会社（サービサー）に債権を譲渡する方法で行われ、保証会社は損金処理をし、帳簿から消し去ります。

債権が移行すると、支払先はサービサーになります。サービサーは、法務大臣認可の健全な回収会社であり、違法な請求行為はできません。協議により、月々数千円の分割払いや、大幅な債権放棄（借金棒引き）を受けての一括返済す

るということも可能になります。なぜなら、サービサーが債権譲渡を受ける際に支払う金額は一般的に債権金額の数%で、それ以上を回収すると利益となるからです。この流れをご理解頂くことが大変重要になります。

「任意売却」の際には、専門家に相談され、残債の支払いを含めた再建計画を立てることをお勧めします。



エル・スペース 萩原氏

■取材協力  
エル・スペース株式会社  
大阪市東成区  
深江北1丁目1番3号  
電話06(6972)7500  
詳細は [エル・スペース](http://l-space2.sakura.ne.jp) 検索  
<http://l-space2.sakura.ne.jp>